○北海道開発局告示第二百六十一号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条の規定に基づき、石狩川水系空知川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局札幌開発建設部に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十四年七月五日北海道開発局告示第百一号は、廃止する。

平成二十八年十一月三十日

北海道開発局長　今　日出人

○北海道開発局告示第二百六十二号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条の規定に基づき、沙流川水系沙流川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局室蘭開発建設部に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十四年一月三十一日北海道開発局告示第九号は、廃止する。

平成二十八年十一月三十日

北海道開発局長　今　日出人

○北海道開発局告示第二百六十三号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条の規定に基づき、網走川水系網走川及び美幌川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局網走開発建設部に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成二十一年七月十七日北海道開発局告示第八十三号及び第八十四号は、廃止する。

平成二十八年十一月三十日

北海道開発局長　今　日出人

官庁報告

官庁事項

太平洋広域漁業調整委員会指示第二十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、愛知県及び三重県の海面におけるいかなご漁業について、次のとおり指示する。

平成二十八年十一月八日

太平洋広域漁業調整委員会会長　松岡　英二

1　定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　「いかなご漁業」　愛知県漁業調整規則（昭和二十六年十一月一日規則第八十五号）第四条第二号に規定する漁業のうちいわし・いかなご船びき網漁業及びいかなご船びき網漁業並びに三重県漁業調整規則（昭和四十一年四月十五日規則第二十一号）第七条第二号に規定する漁業のうちいかなご船びき網漁業、いわし・いかなご船びき網漁業、親いかなご船びき網漁業及びばっち網漁業

(2)　「いかなご残存資源尾数」　愛知県及び三重県の海面におけるいかなごの当歳魚の尾数

2　操業期間の制限

(1)　太平洋広域漁業調整委員会会長（以下「委員会会長」という。）は、必要に応じて、いかなご残存資源尾数が二十億尾を下回ると認められる日を定める。

(2)　委員会会長は、(1)の日を定めたときは、遅滞なく、当該日から十一月三十日までの間、いかなごの採捕を目的とした操業を禁止する旨、いかなご漁業を営む者に通知する。

(3)　いかなご漁業を営む者は、(2)の通知により、いかなごの採捕を目的とした操業が禁止された期間中は、いかなごの採捕を目的とした操業を行ってはならない。

3　指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十九年一月一日から平成二十九年十二月三十一日までとする。

太平洋広域漁業調整委員会指示第二十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり指示する。

平成二十八年十一月八日

太平洋広域漁業調整委員会会長　松岡　英二

1　定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　「太平洋」　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第百十条第二項に規定する太平洋

(2)　「沿岸くろまぐろ漁業」　次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であって、動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする漁業

イ　法第六条第三項に規定する定置漁業

ロ　法第六条第五項に規定する共同漁業

ハ　法第七条に規定する入漁権に基づき営む共同漁業

ニ　法第五十二条第一項に規定する指定漁業

ホ　特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第一条第二項に規定する特定大臣許可漁業又は同条第三項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる漁業

ヘ　法第六十六条第二項に規定する漁業

ト　別表1の上欄に掲げる都道における下欄に掲げる漁業

2　操業の禁止

平成二十九年一月一日から平成三十年六月三十日までの間に、太平洋において、沿岸くろまぐろ漁業を営んではならない。ただし、3及び4の規定による太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。

3　操業の承認

(1)　この指示の有効期間の開始の日の前日（平成二十八年十一月七日）において、太平洋広域漁業調整委員会指示第十九号3の(1)の規定による委員会の承認を受けて（同指示3の(2)の規定により承認を受けたものとみなされる場合を含む。）沿岸くろまぐろ漁業を現に営んでいる者（以下「旧承認者」という。）は、平成二十九年一月一日から平成三十年六月三十日までの間に、太平洋において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする場合には、使用する船舶ごとに、平成二十八年十二月七日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。

(2)　平成二十八年十二月七日までに旧承認者から当該承認に係る地位を承継して、太平洋において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者は、旧承認者に代わって、(1)の規定による承認を受けることができる。